

東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東大阪市豊かな環境創造基金条例（平成20年東大阪市条例第2号）第6条第1項の規定に基づく東大阪市豊かな環境創造基金（以下「基金」という。）の処分方法のうち、第2号、第3号及び第5号に掲げる経費として、団体等へ補助金を交付するにあたり、必要な事項を定める。

(申請資格)

第2条 補助金を申請できる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市内に所在する学校教育法に基づく学校園、児童福祉法に基づく保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園又はこれらと協働事業を行う団体等であって、企画した事業の完了まで責任を持って遂行できる団体（以下「学校園等」という。）
- (2) 本市域内に活動の拠点を有し、構成員の過半数が市内に居住、勤務、在学する者で組織する団体であって、当該団体の規約等を文書で定めており、企画した事業の完了まで責任を持って遂行できる団体（以下「市民団体」という。）
- (3) 市内に事業所を有する事業者、業界等で組織する団体であって、当該団体の規約等を文書で定めており、企画した事業の完了まで責任を持って遂行できる団体（以下「事業者団体」という。）
- (4) 市民、事業者、行政のうち二者又は三者が共同で組織する団体であって、当該団体の規約等を文書で定めており、企画した事業の完了まで責任を持って遂行できる団体（以下「共同組織団体」という。）
- (5) 前4号に掲げる団体のほか、市長が申請の資格があると認める団体等

2 前項各号の申請資格にかかわらず、同一団体が1年度内に2件以上の申請はできないものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学校園等が直接又は保護者若しくは地域住民等と協働で実施する独創性のある事業
- (2) 市民団体、事業者団体、共同組織団体又は複数の団体が協働で実施する事業で、原

則として公共性があり、かつ、独創性のある事業

(3) 前2号に掲げるもののほか豊かな環境を創造する事業で市長が必要と認める事業
(補助要件)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも適合していなければならない。

- (1) 市内で企画、実施する事業のうち、毎年4月1日から3月31日までに完了する事業であること。
- (2) 地域の市民の共感や協力が得られる事業であること。
- (3) 会員の親睦を主な目的として実施する事業でないこと。
- (4) 営利を目的とした事業でないこと。
- (5) 宗教的活動又は政治的活動でないこと。
- (6) 法令に違反した事業でないこと。
- (7) 当該事業が他の補助金等を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する団体が実施する事業でないこと。
- (9) 団体等の役員の中に東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者がいる団体が実施する事業でないこと。

(補助回数及び限度額)

第5条 第3条各号に掲げる補助対象事業に対する補助回数及び限度額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第1号に係る事業については、同一事業又はこれに類する事業は原則1施設で1回限りとする。ただし発展性のある継続的な事業については3回までとし、1回の申請につき上限を30万円とする。
- (2) 第3条第2号に係る事業については、同一団体の同一事業又はこれに類する事業は原則1回限りとする。ただし発展性のある継続的な事業については3回までとし、1回の申請につき上限を30万円とする。
- (3) 第3条第3号に係る事業については、前2号に掲げる補助回数及び限度額を勘案したうえで、市長が定める回数及び額とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 工事費 事業に必要な工事費及びそれに付帯する費用

- (2) 報償費 講師やアドバイザーへの謝金
- (3) 需用費 印刷、発送、記録や備品、消耗品購入に要する費用
- (4) 使用料及び賃借料 会場使用料、活動に必要とする機器、器材の借上料
- (5) その他市長が必要と認める経費

2 前項各号に掲げる経費であっても、次の各号に該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 申請期間以外の活動に関する経費
- (2) 当該団体の構成員の人件費
- (3) 飲食に係る食糧費関係
- (4) 移動にかかる交通費
- (5) 領収証書等がなく用途が不明なもの
- (6) その他市長が適当でないとする経費

(補助金等交付規則の遵守)

第7条 補助金の交付に当たっては、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）の定めるところに従い、これを行わなければならない。

(申請の手引きの公表)

第8条 市長は、毎年4月に豊かな環境創造基金活用事業補助金申請の手引き（以下「手引き」という。）を公表するものとする。

(補助金の申請)

第9条 補助金を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、この要綱及び手引きに基づき、交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業概要（別紙1）
- (2) 事業経費明細書（別紙2）
- (3) 団体の概要（別紙3）
- (4) 暴力団員等の排除に関する誓約書兼暴力団員等調査同意書（別紙4）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請受付は、原則、東大阪市電子申請システムにより行うものとする。

(審査)

第10条 申請団体から申請のあった内容について、審査は東大阪市環境審議会基金審査部会（以下「審査部会」という。）で行う。

2 審査部会は、審査に当たり市長が別に定める審査基準に基づき審査する。

(交付決定)

第11条 市長は、審査部会の審査意見に基づき事業の採否及び補助金の予定額を決定し、申請団体に対し交付決定通知書（様式第2号）又は不採択決定通知書（様式第3号）により通知する。

2 市長は、前項の交付又は不採択の決定に当たって、必要に応じ条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第12条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定通知書を受領した場合において、当該決定の内容等により難いと認めるときは、交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に交付申請取下書（様式第4号）を提出することにより補助金の申請を取り下げることができる。

2 市長は、前項の届出があったときは、交付申請取下受理書（様式第5号）により通知する。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者から前項の補助金交付請求があった場合は、交付請求に基づき30日以内に補助金を支払うものとする。

(事業内容の変更又は中止)

第14条 補助事業者は、当該交付決定の内容を変更又は中止しようとする場合は、あらかじめ市長に対し、変更・中止申請書（様式第7号）を提出しなければならない。ただし、当該事業に要する経費の20%を超えない範囲における経費の配分の変更については、この限りでない。また、当該計画変更により既に決定されている交付額を増額することはできない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、必要に応じ、審査部会の意見を聴くこととする。ただし、市長が認める軽易な変更及び事業の中止については、この限りでない。

3 市長は、前項の結果を変更・中止申請結果通知書（様式第8号）により通知する。

4 補助事業者は、事業の中止申請を行い、前項の通知書を受け取った場合、既に交付済みの補助金を速やかに全額返還しなければならない。

(補助金活用事業の明記)

第15条 補助事業者は、豊かな環境創造基金を活用した事業を実施する場合は、当該基金活用事業を広く周知するため、基金活用事業である旨を施設、設備又はチラシ、パンフレット、報告書等に明記しなければならない。

(調査及び是正措置)

第16条 市長は、必要と認めるときには、補助事業者に対し、事業の関係書類の提出を求めるなど必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査により適切でない事項を発見した場合は、補助事業者に対し、必要な是正措置を求めることができる。

(実施内容の報告及び協力)

第17条 補助事業者は、当該補助事業が終了したときは、事業終了後、10日以内に市長に終了報告書(様式第9号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書(別紙5)
- (2) 事業経費明細報告書(別紙6)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の内容について、審査部会に報告しなければならない。

3 市長は、補助事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

- (1) 市の環境に関する取組への参加
- (2) その他市長が必要と認める事項

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合は、その内容を審査し、第11条第1項の規定により交付決定した補助金の額に満たないと認めるときは、補助事業者に対しその差額を返還させるものとする。

(補助金の取消等)

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき。

- (4) 第4条の規定に適合しないことが判明したとき。
- (5) 第16条の調査及び是正措置に従わないとき。
- (6) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

(警察署長からの意見聴取)

第20条 市長は、補助金等の交付を決定しようとする場合に、必要があると認めるときは、申請者が暴力団又は暴力団密接関係者（以下、「暴力団等」という。）であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(基金事務局)

第21条 補助金に関する事務を行うため、環境部環境企画課に基金事務局を置く。

(補足)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月26日から施行する。
- 2 平成20年度は、第8条の規定にかかわらず6月とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 年 月 日

（宛先）東大阪市長

申請者 住 所
団 体 名 称
代 表 者 役 職
代 表 者 名
連 絡 先

東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付申請書

東大阪市豊かな環境創造基金条例（平成20年東大阪市条例第2号）第6条第1項各号に掲げる処分方法に係る事業を行うため、東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付要綱の規定により下記のとおり申請します。

記

事業（活動）名	
活 用 内 容 (該当する項目に✓)	<input type="checkbox"/> 環境に関する教育及び学習の振興のために必要な経費 <input type="checkbox"/> 環境に関する啓発活動及び改善活動の促進のために必要な経費 <input type="checkbox"/> 上記以外で豊かな環境を創造する事業のために必要な経費
補助金申請額	金 円
事業概要	別紙1 事業概要のとおり
事業経費明細	別紙2 事業経費明細書のとおり
団体の概要	別紙3 団体の概要のとおり

東大阪環企第 号
令和 年 月 日

様

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

事業（活動）名	
交付決定金額	

（交付条件）

- 1 東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付要綱に違反したときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことがあります。
- 2 事業報告により、対象経費が交付決定した補助金の額に満たないときは、その差額を返還していただきます。

※ 本交付決定通知を受領した場合において、当該決定の内容等により難いと認めるときは、本通知を受領した日の翌日から起算して10日以内に東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付申請取下書（様式第4号）を提出することにより申請を取り下げることができます。

東大阪環企第 号
令和 年 月 日

様

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金不採択決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金について、下記の理由により不採択となりましたので通知します。

記

事業（活動）名	
不採択の理由	

令和 年 月 日

（宛先）東大阪市長

申請者 住 所
団 体 名 称
代 表 者 役 職
代 表 者 名
連 絡 先

東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け東大阪環企第 号により交付決定を受けた東大阪市
豊かな環境創造基金活用事業補助金について、東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助
金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり交付申請を取り下げます。

記

事業（活動）名	
取下げの理由	

様式第5号（第12条第2項関係）

東大阪環企第 号
令和 年 月 日

様

東大阪市長 野田 義和

東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付申請取下受理書

令和 年 月 日付けで申請のあった東大阪市豊かな環境創造基金補助金交付申請取下書について、下記のとおり受理しましたので通知します。

記

事業（活動）名	
交付決定金額	

令和 年 月 日

（宛先）東大阪市長

申請者 住 所
団 体 名 称
代 表 者 役 職
代 表 者 名
連 絡 先

東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け東大阪環企第 号により交付決定を受けた東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金について、東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 事業名
- 2 請求金額 円也
- 3 受領方法 口座振替払（下記のとおり）

金融機関名		支店名	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他（ ）	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※口座名義は、申請者に限ります。ただし、他の構成員の名義の場合は、委任状を提出してください。

令和 年 月 日

（宛先）東大阪市長

申請者 住 所
団 体 名 称
代 表 者 役 職
代 表 者 名
連 絡 先

東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金変更・中止申請書

令和 年 月 日付け東大阪環企第 号により交付決定を受けた東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金について、東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、事業の内容を下記のとおり変更・中止したいので申請します。

記

事業名	
変更・中止の区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止
変更等の内容	

※事業変更については、（別紙1）事業概要、（別紙2）事業経費明細書等を添付のこと。

東大阪環企第 号
令和 年 月 日

様

東大阪市長 野田 義和

東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金変更・中止申請結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金変更・中止申請書について、下記のとおり結果を通知します。

記

申請結果	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
不承認の理由	

（中止の場合）

返還金額	
返還期日	

令和 年 月 日

（宛先）東大阪市長

申請者 住 所
団 体 名 称
代 表 者 役 職
代 表 者 名
連 絡 先

東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金終了報告書

令和 年 月 日付け東大阪環企第 号により交付決定を受けた東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金について、事業が終了したので、東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業（活動）名	
交付決定金額	
事業実績報告書	別紙5 事業実績報告書のとおり
事業経費明細報告	別紙6 事業経費明細報告書のとおり